

職場内で掲示・回覧をお願いします。



こんにちは！協会けんぽ兵庫支部です。
 新型コロナウイルスに伴う休業で著しく報酬が下がった場合における健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定について、日本年金機構ホームページにてご案内しています（お問い合わせは日本年金機構へ）。詳細はこちら→→→



被扶養者状況リストの提出はお済みですか？

提出期限：11月30日

協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。今年度につきましては、10月上旬から下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りしています。

ご提出がお済みでない事業所様につきましては、被扶養者の資格をご確認いただき、**令和2年11月30日(月)**までに同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。



被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

交通事故等、第三者の行為による病気やケガで保険証を使うとき

「第三者等の行為による傷病届」をご提出ください

私用中に発生した交通事故等、第三者(相手方)の行為によって負傷した際に、保険証を使用して治療を受ける場合は、必ず「**第三者等の行為による傷病届**」をご提出ください。本来は、相手方が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替えています。後日、協会けんぽから相手方に請求するために届出が必要です。

届出が必要な場合(例)

※健康保険を使用する際は、過失の大小に関係なく届出が必要です。

相手がいる交通事故

他人からの暴力でケガをさせられた

自損事故車両に同乗

他人が飼っているペットにかまれた



示談は
慎重に

示談をするときには、事前に協会けんぽ兵庫支部までご連絡ください。相手に過失があるにもかかわらず、示談をした場合は、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を使用した治療や保険給付を受けることができなくなる場合があります。

仕事中・通勤途中でケガをしたときは労働基準監督署へご相談ください。

仕事中や通勤途中でケガをした場合は、労災保険の給付対象となるため、原則健康保険を使用することができません。このような場合は、勤務先を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

求む
会員!



お役立ち情報満載の兵庫支部メルマガ
 「ヘルCメール」会員、大募集!!
 登録は兵庫支部HPから >>>



新様式(令和元年5月から)の使用にご協力をお願いします!

各種申請は郵送で手続き可能!
 申請書はHPより印刷できます!

協会けんぽ 兵庫

検索

<発行者> 全国健康保険協会 兵庫支部
 <住所> 〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST
 <電話> 078-252-8701
 (おかけ間違いにご注意ください)
 <発行> 令和2年11月20日



終了日

令和3年2月26日(金)

協会けんぽ兵庫支部では、郵送による届出・申請が年々増加しており、現在開設中の出張窓口への来訪者数が減少傾向であること、また加入者・窓口対応者の新型コロナウイルス感染防止・感染リスクの低減を図ることから、現在開設中の**尼崎・西宮・姫路年金事務所内の出張窓口について、令和3年2月26日をもって終了**することといたしました。令和3年3月以降は、電話によるご相談や郵送による届出・申請をご利用ください。
なお、下記協会けんぽ兵庫支部窓口については引き続き開設しております。

協会けんぽ
兵庫支部のご案内

【所在地】〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5三宮プラザEAST
【電話番号】078-252-8701
【受付時間】午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

皆さまの取組が保険料率を変える！ ～インセンティブ制度～

インセンティブ制度とは？

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組に応じてインセンティブ（報奨金）を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの保険料率に反映させる制度です。

7分でわかる！
制度動画はこちら



【制度のイメージ図】

皆さまの**5つの取組が評価**されます！

47都道府県支部ごとのランキング



インセンティブ分保険料率
(0.01% = 保険料を負担)

上位23支部にインセンティブを付与
(報奨金 = 保険料率を下げる)

兵庫支部のランキングは**全国ワースト6位**

兵庫支部の伸びしろは無限大！
まずは**上位23支部を目指しましょう！**

平成30年度の結果

42位 / 47支部

平成30年度の結果が
令和2年度の保険料率に反映

インセンティブなし

令和2年度 兵庫支部保険料率

10.14%

(全国平均10.00%)

5つの評価指標 **皆さまに取組んでいただきたいこと**

1. 特定健診等の実施率	年に一度は健診を受診しよう！ 協会けんぽの生活習慣病予防健診、特定健診を受けよう。
2. 特定保健指導の実施率	協会けんぽから「健康サポート(特定保健指導)」の案内が届いたら利用しよう！
3. 特定保健指導対象者の減少率	健康サポート(特定保健指導)の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取組もう！
4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	健診の結果、「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、必ず医療機関を受診しよう！
5. 後発医薬品の使用割合	医療機関や薬局でお薬を受け取る際はジェネリック(後発)医薬品を利用しよう！